

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 14

処 分 名	保安教育計画の認可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、保安教育計画の認可を行う。	
根 拠 法 令 名	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)	
条 項	第29条第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	5日
審 査 基 準	<p>火取法第29条第1項に該当する者の申請で、火取法施行規則第10章の2及び愛媛県県民環境部管理局消防防災安全課監修・社団法人愛媛県火薬類保安協会発行「火薬類取扱の手引」に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載</p> <p>火薬類取締法 第29条第1項 製造業者又は販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>火薬類取締法施行規則 第六十七条の二(保安教育計画の認可申請) 第六十七条の三(保安教育計画) 第六十七条の四(保安教育計画の基準) 第六十七条の六</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請から交付まで

5日

市 民

所 管 課

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。